

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）
「小規模多機能型居宅介護」

介護報酬の算定上の留意点に
ついて

高崎市 福祉部介護保険課

I 基本報酬

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

介護度	同一建物以外	同一建物に居住する者に対して行う場合
要介護1	10,458単位	9,423単位
要介護2	15,370単位	13,849単位
要介護3	22,359単位	20,144単位
要介護4	24,677単位	22,233単位
要介護5	27,209単位	24,516単位

I 基本報酬

□ 短期利用居宅介護費(1日につき)

介護度	単位数
要介護1	572単位
要介護2	640単位
要介護3	709単位
要介護4	777単位
要介護5	843単位

【留意点】

- 次のいずれにも適合することが必要になる。
- イ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することを認めた場合であって、当該看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認められた場合。
 - ロ あらかじめ7日以内の利用期間を定めること。(やむを得ない場合14日以内)
 - ハ 指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業員の員数を置いていること。
 - ニ サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。

I ② 基本報酬の算定について

○月途中の変更について

月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録していた期間に対応した単位数を算定する。

また月途中から同一建物に転居した場合又は月途中から同一建物から同一建物ではない建物に転居した場合には、居住していた期間に対応した単位数を算定する。

○登録日とは？

算定の基礎となる「登録日」とは事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日とする。また「登録終了日」とは、利用者が事業者との間利用契約を終了した日とする。

I ② 基本報酬の算定について

○同一建物について

「同一建物」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を指すものであり、具体的には、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

○短期利用居宅介護費について

宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用すること。

II 減算

(1) 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の1/100 減算

〈令和7年3月31日までは適用しない〉

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】

指定地域密着型サービス基準第73条第6号及び7号に規定する基準に適合していること。

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1/100 減算

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】

指定地域密着型サービス基準第88条において準用する同基準第3条の38の2に規定する基準に適合していること

II 減算

(3) 業務継続計画未実施減算 所定単位数の1/100 減算

〈令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない〉

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数から減算する。

【厚生労働大臣が定める基準】

指定地域密着型サービス基準第88条において準用する同基準第3条の30の2第1項に規定する基準に適合していること。

※経過措置として当該減算が適用しない場合においても、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成する。

II 減算

(4)－1 サービスが過少である場合 所定単位数の70/100 減算

〈算定要件〉

通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。(短期利用居宅介護費を算定する者を除く。)

○登録者1人当たりの平均回数について

登録者1人当たりの平均回数は、当該事業所において暦月ごとに次ページのイからハまでの方法に従って算定したサービス提供回数の合計数を、当該月の日数に当該事業所の登録者数を乗じたもので除したものに、7を乗ずることによって算定する。

II 減算

(4)－2 サービスが過少である場合

イ 通いサービス

1人の登録者が1日に複数回通いサービスを利用する場合にあっては、複数回の算定が可能。

ロ 訪問サービス

1回の訪問を1回のサービス提供として算定してください。なお、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスは身体介護に限られないため、登録者宅を訪問して見守りの意味で声かけ等を行った場合でも、訪問サービスの回数に含めて差し支えない。

II 減算

(4)－3 サービスが過少である場合

ハ 宿泊サービス

宿泊サービスについては、1泊を1回として算定してください。ただし、通いサービスに引き続いて宿泊サービスを行う場合は、それぞれを1回とし、計2回として算定する。

【留意点】

介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、介護と予防の小規模多機能型居宅介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護と予防のサービス提供回数を合算し、それぞれの登録者数を合算して計算を行う。

III 加算

(1) 初期加算 1日につき 30単位 加算 (予防:30単位/日)

登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後にサービスの利用を再び開始した場合も、同様に加算する。

(2)－1 認知症加算 予防なし

ア 認知症加算(Ⅰ) 1月につき 920単位 加算

次ページ(1)～(4)いずれにも適合すること

イ 認知症加算(Ⅱ) 1月につき 890単位

次ページ(1)及び(2)に適合すること

III 加算

〈算定要件〉

- (1)認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」)の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (2)当該事業所の従業員に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。
- (3)認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (4)当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。

III 加算

(2)－2 認知症加算

ウ 認知症加算(Ⅲ) 1月につき 760単位

厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行うこと

エ 認知症加算(Ⅳ) 1月につき 460単位

厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行うこと。

【厚生労働大臣が定める登録者】

認知症加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ):認知症日常生活自立度のランクⅢ,Ⅳ又はMの者

認知症加算(Ⅳ):要介護2かつ認知症日常生活自立度ランクⅡの者

III 加算

(2)－3 認知症加算

【留意点】

- 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとする。
- 認知症加算(Ⅰ),(Ⅱ),(Ⅲ)のいずれかの加算を算定している場合は、認知症加算(Ⅳ)は算定しない。
- 認知症高齢者の日常生活自立度を基準とした加算について、医師が判定した場合、情報提供方法については、特に定めず、必ずしも診断書や文書による診断情報提供を義務づけるものではない。

III 加算

(3)-1 認知症行動・心理症状緊急対応加算(短期利用型のみ)

1日につき 200単位 (利用開始日を起算日として7日を限度)加算
(予防:200単位/日)

〈算定要件〉

医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用するすることが適当であると判断した者に對し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合の加算。

III 加算

(3)－2 認知症行動・心理症状緊急対応加算(短期利用型のみ)

【留意点】

- 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指す。
- 本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できるものとする。
- 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録しておいてください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録すること。

III 加算

(4)若年性認知症加算

1月につき 800単位 加算 (予防450単位/月)

〈算定要件〉

若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合の加算
市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出が必要

【留意点】

- 65歳の誕生日の前々日までが対象
- 受け入れた利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。
(担当者の人数や資格の要件は問わない)
- 認知症加算を算定している場合は算定できない。

III 加算

(5)－1 生活機能向上連携加算

〈算定要件〉

○生活機能向上連携加算（I）1月につき 100単位 加算（予防100単位/月）

介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

III 加算

(5)－2 生活機能向上連携加算

〈算定要件〉

○生活機能向上連携加算（Ⅱ）1月につき 200単位（予防200単位/月）

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

III 加算

(5)－3 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

イ 「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に小規模多機能型居宅介護従業者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、小規模多機能型居宅介護従業者が提供する指定小規模多機能型居宅介護の内容を定めたものでなければならない。

III 加算

(5)－4 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

□ イの計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する又は当該理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、当該利用者のADL及びIADに関する利用者の状況につき、理学療法士等と介護支援専門員が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価(以下「生活機能アセスメント」という。)を行うものとする。

III 加算

(5)－5 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

①～② カンファレンスは、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。また、この場合の「カンファレンス」は、サービス担当者会議の前後に時間を明確に区分したうえで、介護支援専門員及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。

III 加算

(5)－6 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

ハイの小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。

- a. 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容
- b. 生活機能アセスメントの結果に基づき、a の内容について定めた 3 月を目途とする達成目標
- c. b の目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標
- d. 及び c の目標を達成するために小規模多機能型居宅介護従業者等が行う介助等の内容

III 加算

(5)－7 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

ニ ハのb及びcの達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間数といった数値を用いる37等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。

III 加算

(5)－8 生活機能向上連携加算

【留意点】

①生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

ホ 省略

ヘ 本加算は口の評価に基づき、イの小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の指定小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度口の評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直す必要があること。なお、当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能であること。

III 加算

(5)－9 生活機能向上連携加算

【留意点】

① 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について

ト 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びハのbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。

② 生活機能向上連携加算(Ⅰ)について

イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)については、①口、ヘ及びトを除き①を適用する。

III 加算

(6)－1 口腔・栄養スクリーニング加算

口腔・栄養スクリーニング加算 1回につき 20単位 加算

〈算定要件〉

○指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算する。

【留意点】

○当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

III 加算

(6)－2 口腔・栄養スクリーニング加算

【留意点】

口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。

口腔スクリーニング	a	栄養スクリーニング	a	BMIが18.5未満である者	c	血清アルブミン値3.5g/dl以下である者
			b	1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者	d	食事摂取量が不良(75%以下)である者
	c		c	むせやすい者		